

第2章 緑の現状と課題

1 緑の現状

1) 緑の量

本市の緑地の面積は約 1,890ha あり、市全域の約 4 割を占めます。市全域の緑被率[※]は約 34.6%ありますが、市街化区域の緑被率は 9.8%と低い値となっています。(表 2-1)

2) 都市公園などの量

都市公園は、109 箇所、約 131.4ha が整備されており、住民 1 人当たりの都市公園面積は約 8.6m²/人、住民 1 人当たりの都市公園等面積は約 13.3m²/人となっていますが(表 2-2)、国が定める整備目標値(表 2-3)には達していないため、引き続き都市公園などの整備を進める必要があります。

表 2-1 刈谷市の緑の量

●市全域の緑地面積	約 1,890 ha
●市全域の緑被率	約 34.6 %
市街化区域の緑被率	約 9.8 %
市街化調整区域の緑被率	約 56.1 %

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

表 2-2 刈谷市の都市公園などの量

●住民 1 人当たりの都市公園面積	約 8.6 m ² /人
●住民 1 人当たりの都市公園等面積	約 13.3 m ² /人
●市街化区域の身近な公園緑地の配置率	約 77.8 %

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

表 2-3 国が定める都市公園と都市公園等の整備目標値

住民 1 人当たりの都市公園面積	10 m ² /人以上
住民 1 人当たりの都市公園等面積	20 m ² /人

2 課題を捉える 5 つの視点

前計画では、「環境」「安全」「活力」「生活」の 4 つの視点で、緑の課題を整理していました。今回の改定においては、新たな時代に向けた新しい緑づくりを進めるために、新たに『活用』の視点を加え、5 つの視点とします。『活用』の視点は、他の 4 つの視点と相互に連携する視点となります。

視点 1 環境

身近な生活環境や都市環境から地球規模の環境まで、人や動植物が生きている自然環境に関する視点

視点 2 安全

地震や風水害など、自然災害への対応の他、事故や犯罪など日常的な安心の確保に関する視点

視点 3 活力

緑を核とした人々の交流や賑わいづくり地域資源の活用による魅力の創出、活性化などに関する視点

視点 4 生活

人々の日常的な安全で健やかな生活環境づくりなど、緑による質の高い豊かな暮らしに関する視点

視点 5 活用

緑が有する多様な機能を最大限に発揮させるための市民協働や民間との連携による緑の活用に関する視点

[用語の説明]

※緑被率：ある地域における緑に被われた場所の割合。河川、ため池などの水面を除いた平面的な緑の量としている。

3 5つの視点から整理した緑の課題

本市における緑の課題は次のとおりです。

1) 「環境」の視点からみた課題

- 地球温暖化やヒートアイランド現象への対応
- 北部地域のため池など水辺環境の生物多様性保全への対応
- 生産緑地（都市農地）や市街地周辺部の農地の保全などによる緑被地減少への歯止め
- 環境問題に関する市民の意識向上への対応

2) 「安全」の視点からみた課題

- 南海トラフ地震等の災害時の身近な避難場所等となるオープンスペースの確保
- 火災の延焼遅延や防止、雨水の浸透・貯留による浸水被害などの防災・減災機能の強化
- 都市公園の再整備等による施設の安全性の確保や、植栽の適正管理による防犯性の向上

3) 「活力」の視点からみた課題

- 北部、中部、南部における各地域の代表的な公園の特色をいかした地域の活性化
- スポーツ・レクリエーション拠点としての公園の更なる活性化
- 多様化している公園ニーズに対応するため、民間ノウハウを活用した公園機能の充実

4) 「生活」の視点からみた課題

- 市民の生活に身近な都市公園の整備
- 新たな生活様式にも対応した公園機能の拡充
- 公園緑地を活用した市民の健康づくり、子育て支援ができる環境づくり
- 市民の満足度を高める公園緑地の魅力向上
- 美しい都市景観を形成する公共施設の緑化や民間施設の緑化推進による緑のまちづくり

5) 「活用」の視点からみた課題

- 愛護会[※]等、市民による緑の保全と緑化の推進と多様な主体による連携・協働の取組み拡大
- 将来都市構造と連動し、まちづくりの課題に対応する多面的な公園利用や公園再編による緑の創出
- 市民緑地[※]の整備など、新たなマネジメント手法による緑の創出と公園の利活用

[用語の説明]

※愛護会：公園等愛護会として、自分たちの身近な公園等を気持ちよく利用できるように、定期的な清掃・除草などの活動をする団体。

※市民緑地：都市緑地法第 60 条に基づき、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する市民緑地認定制度による市民緑地のこと。